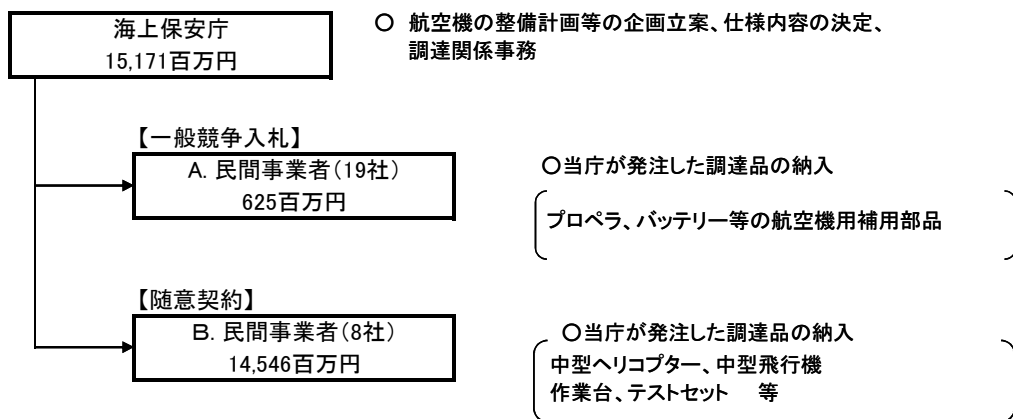


行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	航空機の整備に関する経費	事業開始年度	昭和23年度	作成責任者																
担当部局	海上保安庁装備技術部	担当課室	航空機課	課長 長谷川 義明																
会計区分	一般会計	上位政策	安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 (船舶交通の安全と海上の治安確保)																	
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号	関係する計 画、通知等	-																	
事業の目的 (目指す姿を簡潔 に。3行程度以 内)	法令の海上における航行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。																			
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。</p> <p>一方、現在の海上保安庁の航空機は、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、近年対応が求められている業務への的確な対処が困難な状況となっており、監視能力強化等の高性能化を図っている。</p> <p>また、昭和50年代の新海洋秩序への対応のために集中的に整備された多くの航空機は、耐用年数を超え、機体の腐食等による老朽化により海難救助や犯罪の予防及び鎮圧等といった基本的な業務への対応にも支障を生じていることから、特に整備が急がれる航空機34機について、質的・量的に拡大した業務への対応を踏まえた高性能化を図りつつ代替整備を行っている。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>																			
実施状況	<p>●年度別整備事業費</p> <p>【19年度】(当初予算)新規1,667百万円・継続8,576百万円、合計10,242百万円 (新規整備事項) 中型飛行機2機、大型飛行機用発動機1台</p> <p>【20年度】(当初予算)新規1,211百万円・継続9,629百万円、合計10,840百万円 (新規整備事項) 中型飛行機3機</p> <p>【21年度】(当初予算)新規2,753百万円・継続7,324百万円、合計10,078百万円、(補正予算)新規5,232百万円 (新規整備事項) 中型ヘリコプター6機(当初3機、補正3機)</p>																			
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求														
	予算額(補正後)	10,242	10,840	15,309	9,555	10,988														
	執行額	10,064	10,322	15,171																
	執行率	98.3%	95.2%	99.1%																
	総事業費(執行ベース)	-	-	-																
自己点検	支出先・使 途の把握 水準・状況	支出先は、契約相手である機体製造業者の代理店など民間事業者等であり、その用途についても当該契約の履行に必要な経費として把握しており、また契約の履行内容は検査等により確認を行っている。																		
	見直しの 余地	<p>平成18年から緊急かつ計画的に老朽航空機の代替整備を行ってきたが、予算化されたものは全体計画額約3,800億円のうち約1,700億円であり、進捗状況は約45%と未だ道半ばの状況である。今後とも代替すべき機数が多い中型ヘリコプターの整備を着実に進めていく必要があるが、財政上の制約も踏まえ、整備の進め方について検討を行う。</p> <p>調達については、契約相手が特定されるものを除き、極力会計法等に基づく一般競争入札によっているところであり、今後とも一層の競争性の確保等に取り組んでいく。</p> <p>※計画額には巡視船整備等も含まれている。</p> <p>(20年以上経過した事務事業の廃止を前提とする検証) 海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、テロ対策、海洋権益の保全といった業務を的確に遂行するためには、老朽・旧式化した航空機の高性能化を図りつつ、代替整備を実施していくことが必要であることから、事業として継続していく必要がある。</p> <p>事業の実施に当たっては、他機関との情報の共有等の連携を行うこと等を通じて、コスト縮減に努めていくとともに、整備が確実かつ計画的に進められるよう、重点化・効率化を図る。</p>																		
予算 監視 の 効率	【一部改善】 他の機関との連携等により、調達コストの縮減が可能ではないか。一方で、老朽機器の代替整備については、財政上の制約を踏まえながらも、確実かつ計画的に進められるよう、重点化・効率化を検討すべき。																			
補 記	【予算科目】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主要目</th> <th>整備期間</th> <th>1機あたりの 事業総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(飛行機)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中型飛行機</td> <td>3カ年</td> <td>約42億円</td> </tr> <tr> <td>(ヘリコプター)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中型ヘリコプター</td> <td>3カ年</td> <td>約24億円</td> </tr> </tbody> </table>				主要目	整備期間	1機あたりの 事業総額	(飛行機)			中型飛行機	3カ年	約42億円	(ヘリコプター)			中型ヘリコプター	3カ年	約24億円
主要目	整備期間	1機あたりの 事業総額																		
(飛行機)																				
中型飛行機	3カ年	約42億円																		
(ヘリコプター)																				
中型ヘリコプター	3カ年	約24億円																		
	・015 船舶交通安全及海上治安対策費																			
	・10-95 船舶交通安全及び治安対策に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額)																			
	・95014-2204-15-1610 航空機購入費	15,309百万円	15,171百万円																	

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位:百万円)



○ 航空機の整備計画等の企画立案、仕様内容の決定、調達関係事務

○当庁が発注した調達品の納入
プロペラ、バッテリー等の航空機用補用部品

○当庁が発注した調達品の納入
中型ヘリコプター、中型飛行機
作業台、テストセット 等

【随意契約】

航空機の代替整備においては、当庁に求められる新たな業務へ対応するため平成18年度から機種種の統一化による維持経費の低コスト化、ランニングコストの縮減などを念頭に複数のメーカーからの提案を検討し、機種種の選定を行っており、調達においては、仕様内容に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれるため、会計法、予算決算及び会計令により随意契約を行っている。また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約しようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成20・21年度の金額)

- 一般物品又は特定役務
1,700万円以上(14,000万円以上の場合は総合評価方式)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の金
 額が支出されて
 いる者について
 記載する。使途
 と費目の双方で
 実情が分かるよ
 うに記載)

A.双日カナダコーポレーション					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	プロペラなど補用品購入	282			
計		282	計		0
B.三井物産エアロスペース㈱					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
航空機購入費	中型ヘリコプター購入	7,980			
計		7,980	計		0
C.三井物産エアロスペース㈱					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.三井物産エアロスペース㈱					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

【別紙】

※支出額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し、表示している。

A.民間事業者(19社) 625百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	双日カナダコーポレーション	282
2	丸紅エアスペース アメリカコーポレーション	141
3	KBK INC	73
4	双日(株)	31
5	菊水電子工業(株)	12
6	島田燈器工業(株)	11
7	三洋商事(株)	11
8	トヨタエルアンドエフ東京(株)	9
9	丸紅エアロスペース(株)	8
10	(株)テクシオ	8

B.民間事業者(8社) 14,546百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	三井物産エアロスペース(株)	7,980
2	双日カナダコーポレーション	5,258
3	双日(株)	852
4	JAC U. S. A、INC	418
5	日本エアロスペース(株)	20
6	(株)カナデン	10
7	長野日本無線(株)	7
8	(株)ピカコーポレーション	1